

千葉市告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

施術者氏名	施 術 所		辞退年月日
	名 称	所 在 地	
中西 茂隆	稲毛海岸鍼灸院	千葉市美浜区高洲3-1 4-9 高洲グリーンビ ル1F	平成29年11月30日